

平成28年度 さいたま市立大宮西中学校いじめ防止基本方針

H. 28. 4. 11

I はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもたちにも、どの学校にも起こりうる。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

生徒や保護者からの申し出がなかったとしても、生徒のちょっとした言動や表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めていくことで、いじめの防止につながっていく。そして、いじめを認知したときは、組織的な対応で、正確な実態把握、情報の共有、いじめられた生徒を徹底して保護することなどに全力で取り組む。

さいたま市立大宮西中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取り組みについて示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- 2 いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- 3 いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- 4 日頃から生徒と生徒、生徒と教職員の間に関感的な人間関係を築く。
- 5 いじめの早期発見・早期解決に向けて、組織として対応するとともに、生徒の安全確保を図り、関係機関と連携する。
- 6 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 7 いじめの根絶について、学校はもちろんのこと、生徒、家庭、地域、関係機関等が一体となって取り組み、達成を図る。

<本校のいじめ撲滅スローガン>

(平成27年度)

(全体) かけはし ～ 互いの良いところ 見つけよう ～
(1年) いじめる前に、されたらどうか 考えよう
(2年) 歩み寄る ～ 自ら行動を起こそう ～
(3年) 気づいている？ 言葉に消しゴム 使えない

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うためにいじめ対策委員会を組織する。
- (2) 委員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学校評議員
- (3) 開催
 - ①定例委員会を実施する。（各学期1回程度開催する。）
 - ②校内委員会を実施する。（週1回、生徒指導委員会と兼ねて開催する。）
 - ③臨時委員会を実施する。（必要に応じて、必要な委員を招集して開催する。）
- (4) 内容
 - ①学校基本方針に基づく取組を実施する。進捗状況の確認、定期的検証を行う。
 - ②学校基本方針を確認し、すべての教職員の共通理解を図る。
 - ③生徒や保護者・地域に対して学校基本方針を公表するとともに、取組の進捗状況や結果等も適宜情報発信する。
 - ④いじめの相談・通報の取りまとめを行う。組織対応の必要があれば、組織を招集する。
 - ⑤教職員が気づいた生徒の変化に関する情報を集約する。組織対応の必要があれば、組織を招集する。
 - ⑥いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定を行う。
 - ⑦構成員を決定する。
 - ⑧いじめが「重大な事態」と判断された場合には、学校の設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

2 子どもいじめ防止委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、生徒会本部役員が中心となり、いじめの防止を訴え、自発的、自治的な活動で、いじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 委員：生徒会長、生徒副会長、生徒会委員会部長、生徒会会計、生徒会書記、各委員会委員長、各部部長、学級委員
- (3) 開催
 - ①定例委員会を実施する。（各学期1回程度開催する。）
 - ②臨時委員会を実施する。（必要に応じて開催する。）
- (4) 内容
 - ①いじめ撲滅に向けて、自主的、継続的に話し合いを進める。
 - ②いじめ未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進する。
 - ③生徒会が中心となり、各学級においていじめ撲滅についての話し合いを行い、そして集約し、スローガンを掲げる。
 - ④学校行事等において、3年生を中心とした縦割り班での活動に取り組み、互いに認め合い、助け合う関係を築く。
 - ⑤さいたま市立中学校子ども会議に代表者が参加し、本校の取組の様子を発表する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して

- 学校の道徳教育は、道徳の時間だけでなく、教育活動全体を通して行う。特に、「いじめをしない、許さない」という資質をあらゆる教育活動の場面において育てていく。
- (2) 道徳の時間を通して
 - いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するときがある。道徳教育推進教師を中心に「いじめ撲滅強化月間」(6月)に「感謝」「思いやり」「法やきまりの遵守」等の項目について取り扱う。
- 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
 - 実施要項に基づき、生徒の実態に応じて、以下の内容に取り組む。
 - ・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくりを行う。
 - ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンを展開する。
 - ・ 朝礼において、「校長によるいじめ撲滅」の講話を行う。
 - ・ 学級活動において、担任によるいじめ未然防止に向けた学級指導を行う。
 - ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動を行う。
- 3 「人間関係プログラム」を通して
 - (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - 構成的グループエンカウンターを通して、お互いが本音で話し合い、認め合う関係を作ること、あたたかい人間関係を育てていく。
 - 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、コミュニケーションスキルを身に付け、コミュニケーション能力を育み、良好な人間関係を築くことにより、いじめのない集団づくりに努める。
 - (2) 直接体験の場や機会を通して
 - 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図り、コミュニケーション能力の向上を目指し、継続的な良好な人間関係を保つことにより、いじめのない集団づくりに努める。
 - (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
 - 学級担任は、学級の生徒についての状況と効果を明らかにし、指導の充実・改善の資料とするとともに、その結果を今後の学級経営の参考にすることで、いじめのない集団づくりに努める。また、調査結果は学年など全体で共有し、必要に応じて組織で対応する。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
 - 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。
 - 授業の実施： 各学年 11月
- 5 メディアリテラシー教育を通して
 - (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 - 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 5月13日
 - (2) 授業を通して
 - インターネットを利用した授業を実施するときには、情報モラルについて確認する。
- 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
 - 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
 - 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施： 3年生 10月下旬～11月上旬
- 7 人権教育を通して
 - 人権週間の取組の中で、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解し、人の痛みを思いやることができるよう生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。

○人権作文、人権標語の取組を通して、人権意識の高揚を図る。

8 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせて、心の安全を図る。

9 その他

○さわやか相談室だより、保健室だより等で、困ったときには相談することが大切であり、相談先を周知するなど、相談しやすい環境づくりをすすめる。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒がいるところには、教職員がいる。
- ・生徒の微妙な変化を捉える。
- ・気付いた情報を共有する。
- ・情報に基づき、正確な実態把握を行い、速やかに組織的な対応を行う。

(1) 健康観察

- ・一人ひとりの表情を観察しながら呼名を行い、健康観察の徹底を図る。

(2) 授業中

- ・忘れ物が多くなり、意欲が低下してくる。
- ・表情がさえず、うつむき加減である。活気がなく、おどおどしたり、周囲を気にしたりする。
- ・その子の発言に対して、過剰な反応があったり、その子を褒めると嘲笑が起きたり、しらけたりする。
- ・となりの席と机が離れている。その子の机や椅子に触れようとしない。
- ・係を決めるとき、ふざけ半分に推薦される。

(3) 休み時間

- ・一人でぼつんとしていることが多い。
- ・保健室への来室が増える。
- ・授業に遅れて入る。
- ・「遊び」と称してからかいの様子が見られる。

(4) 給食

- ・班から机を離して食べる。
- ・食欲がない。
- ・片づけなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。

(5) 部活動

- ・参加を渋ったり、休みがちになる。
- ・無断で休む。
- ・ペアにならない。
- ・雑用をやらされる。

(6) 登下校

- ・遅刻、欠席、早退、登校時刻ぎりぎりの登校が増える。
- ・一人で登校する。
- ・友人の荷物を持たされる。

(7) その他

- ・生活ノート、作文などに気にかかる表現がある。
- ・本人の教科書等、持ち物に落書きが見られる。また、黒板や机等に悪口が落書きされる。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、9月、1月（年3回）※必要に応じこれ以外にも実施する。

- (2) アンケート結果：教育相談部会を中心に、学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行うとともに、面談した生徒の状況および面談結果を、生徒委員会、教育相談部会を中心に、学年・学校全体で情報共有する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
 - (1) 簡易アンケートを毎月末に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
 - (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
- 4 教育相談週間の実施
 - (1) 教育相談週間の設定：11月1日（火）～10日（木）
 - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①さわやか相談室だよりの発行：毎月1回
 - ②さわやか相談室の充実：教育相談週間だけでなく、日頃からの相談活動の充実を図るために、さわやか相談室利用の仕方の周知を図る。
 - (3) 家庭訪問の実施：7月21日（木）～29日（金）
- 5 保護者アンケートの実施
 - (1) アンケートの実施：12月及び学校行事（学校公開日、体育祭、文化発表会等）のとき
 - (2) アンケート結果の活用：集計結果を学校だより等で公表するとともに、個別事案についてはいじめ対策委員会が対応する。
- 6 地域からの情報収集
 - (1) 民生児童委員・主任児童委員：民生児童委員・主任児童委員連絡会を7月に実施する。互いに情報交換を行うとともに、具体的な連携体制を確認する。
 - (2) 学校評議員：学校評議員会を6月、12月、3月に実施する。その中で、いじめ防止基本方針について説明をするとともに、情報交換、意見交換を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長
 - ・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - ・構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭
 - ・校長を補佐する。
 - ・マスコミ等の外部対応を行う。
- 教務主任（主幹教諭）
 - ・校長、教頭を補佐する。
- 担任
 - ・事実の確認のため、情報収集を行う。
 - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 学年担当
 - ・いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
 - ・まわりの生徒への指導を行う。
- 学年主任
 - ・担当する学年の生徒の情報収集を行う。
 - ・担当する学年の情報共有を行い、生徒指導主任に情報を集約する。
 - ・校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任

- ・各学年の情報を集約する。
- ・校長（教頭）に報告する。
- ・生徒の情報、今後の対応を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーター（教育相談主任）
 - ・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭
 - ・担任とともに、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の心に寄り添い、親身の指導を行う。
- 部活動の顧問
 - ・担任と協力しながら事実確認、情報収集を行う。
 - ・いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- さわやか相談員
 - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー
 - ・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者
 - ・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域
 - ・いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

- ・策定したいじめ防止基本方針を、第1回の職員会議で提案し、周知徹底し、全教職員で共通理解を図る。

(2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

(1) すべての生徒が「わかった、できた、もっと」の喜びを感じる授業

～ ユニバーサルデザインの視点を取り入れて ～

(平成28年度研究主題)

○ 授業規律の徹底

- ・「チャイムとともに学習開始」「始業・終業のあいさつしっかり」「人の話は一度で聴く」「しっかりノートを取る」の共通理解を図り、職員、生徒ともに徹底を図る。

○ 指導方法の工夫改善

- ・授業公開を行い、お互いの授業を参観する中で、指導力の向上を図る。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

○ 生徒理解

- ・各学期のはじめに生徒の情報交換を行う。
- ・必要に応じて、朝の職員集会で情報を行う。
- ・発達障害について理解を深めるとともに、具体的な事例に基づき、研修を進め、的確な生徒理解を図るために、8月22日に特別支援教育に関する研修を行う。

(3) 情報モラル研修

- ・ネット上のいじめの防止のために、各教科でどのように指導すべきか、また、学校だけの指導では限界があるので、家庭での指導をどのようにおこなっていけばよいのか、情報モラルに関する研修を8月22日に行う。

(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア. ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため

イ. 回数 学期に1回（年に3回）

ウ. 情報教育部と連携して、生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：7月、12月

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月、12月とする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、12月、3月

(3) 校内研修会等の開催時期：4月、8月、9月、1月